

## 第5章 計画の推進体制

### 1 市民参画の推進

障害のある人が地域で安心して暮らしていける環境づくりを進めていくためには、行政だけでなく、社会福祉協議会や民生児童委員、自治会、ボランティア団体等による支援や協力が大変重要となります。障害のある人一人ひとりのニーズに合ったサービスを提供するため、障害者福祉に関係するボランティア団体の育成に努めるとともに、市民と行政がそれぞれの役割を果たしながら、相互に連携して施策を推進していきます。

### 2 関係機関の連携

障害者施策は、保健・医療・福祉・教育・労働・生活環境などさまざまな分野が関連しています。そのため、庁内はもとより、幅広い分野における関係部局との連携を強化し、障害のある人一人ひとりの障害の特性やライフステージに応じた総合的かつ継続的な支援を推進します。

### 3 計画の進捗管理

本計画を着実に推進するため、必要に応じて障害者福祉専門部会を開催し、各種施策の実施状況の把握・点検を行います。また、障害者施策の一層の充実に向けて、適切な利用者負担制度等を国や県へ要望していきます。